

## (仮称) 四時風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

(仮称) 四時風力発電事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが福島県いわき市において風力発電所を設置しようとするものである。

「(仮称) 四時風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について、北茨城市の意見にも配慮しながら、事業者からの聞き取りを実施しつつ、慎重に審査を行った結果、環境保全の見地からの意見は下記のとおりである。

### 記

#### 1 総括的事項

- ・ 事業実施区域の設定並びに発電設備の規模、配置等の検討においては、動植物及び気象の季節変化や突発的な事象などを考慮した十分な調査を行ったうえで、科学的な根拠を踏まえて予測・評価を行い、設置工事中及び設備稼働時に発生する環境影響の低減を図ること。
- ・ 調査・予測・評価に当たっては、最新の知見や、専門家の助言等を踏まえて行うこと。また、事業実施想定区域で既に風力発電事業が行われていることから、既存事業から得られた環境影響の評価についても考慮すること。
- ・ 事業終了後の現状復旧については、あらかじめ事業計画に盛り込むよう検討すること。
- ・ 本事業を進めていくに当たり、計画段階から関係機関と十分な調整を行うとともに、地域住民に対して丁寧な説明を行い、事業に対する理解を得るよう努めること。
- ・ 方法書までに寄せられた意見への対応策については、その検討結果を準備書において具体的に記載すること。

#### 2 個別的事項

##### (騒音、風車の影)

- ・ 事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、騒音や風車の影の影響について季節変動も考慮した調査を行い、可能な限り住居と距離をとった配置とするなど、住民の生活環境に影響が及ばないように配慮すること。  
なお、騒音の調査については、予測のみでなく既存風車由来の騒音測定も検討すること。

(水質)

- ・ 工事場所は水道水源保護地域であるとともに、溪流が流れる地域であるため、工事等に伴う濁水による周辺の河川への影響を最小限に抑えるため、必要な環境保全措置を検討すること。

(地質)

- ・ 地形改変は必要最小限にとどめること。

(動植物)

- ・ 事業実施想定区域付近は希少な動植物が数多く存在している地域であり、近隣地域では極めて詳細な生態調査も行われている。  
これらの調査結果や最新の文献等を踏まえ現地調査を適切に行い、生態調査への影響も考慮しつつ、動植物や鳥類への影響を回避・低減するために有効な防止策を検討のうえ実施すること。なお、希少な動植物が存在する当該近隣地域への環境保全措置については、特に配慮すること。

(景観)

- ・ 風車については、主要な眺望点における眺望や景観に支障をきたさないよう、設置位置に配慮すること。

(仮称) 四時風力発電事業環境影響評価方法書について

本事業は、いわき市田人町に出力が最大 94,500 キロワットの風力発電所を整備する計画である。設置する風力発電機については、単機出力が 4,000～6,000 キロワット級のものを最大 21 基程度設置する計画としている。

また、対象事業実施区域内では、ユーラス田人ウインドファームが稼働中であり、対象事業実施区域の半径 10 キロメートル以内では、2 件の風力発電事業が建設中又は環境影響評価手続中である。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に対応すること。

## 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、事業内容を可能な限り具体化した上で適切に実施すること。また、専門家等の指導及び助言を仰ぐとともに、最新の科学的知見や評価手法を採用し、定量的に予測及び評価すること。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討し、具体的に環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。
- (2) 準備書への記載に当たっては、平易な表現や図を用いるなど、理解しやすい内容とする工夫に努めること。併せて、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、利便性の向上及び情報公開に努めること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、周辺住民や関係者等に対し適切なコミュニケーションを図り、丁寧に説明し、相互の意思疎通に最大限努めた上で、意見や要望に対して誠意をもって対応すること。また、準備書に関する説明会の実施にあたっては、周辺住民が幅広く参加できるよう、住民の生活形態に配慮して開催日時や場所等を設定するとともに、十分に周知すること。
- (4) 対象事業実施区域内には稼働中の風力発電事業が存在しているほか、対象事業実施区域周辺においても計画中又は建設中の風力発電事業が存在している。そのため、累積的な影響の検討に当たっては、それら事業の環境影響評価に関する情報を可能な限り収集した上で実施すること。
- (5) 風力発電機の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域内に稼働中の風力発電事業が存在することや、騒音や動物、植物及び生態系等に関する環境影響評価の結果に配慮した上で実施すること。また、対象事業実施区域及び周辺には保安林が存在することから、保安林内の立木伐採や土地の形質変更を可能な限り回避すること。
- (6) 工事関係車両の交通量の増加が見込まれることから、道路の走行に伴う騒音及び粉じん等による環境影響を回避するための環境保全措置を検討すること。また、事業実施に当たっては、それらの環境保全措置を確実に実施するとともに、一般の通行に影響を及ぼすことの無いようにすること。
- (7) 環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事象が生じた場合には、適時適切に評価項目等の見直しを行うこと。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音、振動等について

ア 騒音及び超低周波音について、対象事業実施区域内で現在稼働中の風力発電機による影響や、対象事業実施区域周辺に存在する住宅への影響を考慮した上で、調査地点の追加を検討すること。また、本事業は、対象事業実施区域内で稼働中の風力発電事業と比較して、住宅までの距離が短く、規模が大きいことから、騒音レベルだけでなく 1/3 オクターブバンド別に減衰量の評価を検討すること。

イ 騒音及び超低周波音の評価については、不確実性が大きいと考えられることから、他事業における対応事例等を調査の上、適切な環境保全措置を検討すること。また、対象事業実施区域周辺に工事中、計画中の風力発電事業が存在するだけでなく、対象事業実施区域内においても稼働中の風力発電事業が存在することを踏まえ、累積的な影響を評価するとともに、事後調査の実施を検討すること。

### (2) 水環境について

流域における環境影響の回避・低減のため、十分な能力や構造を有する沈砂池等の設計を示す等、環境保全措置を具体的に示すとともに、適切な維持管理を計画すること。

### (3) 地形及び地質について

対象事業実施区域及び周辺には、黒色片岩が分布しており、片岩は劈開性を有することから劈開面が弱面として発達している可能性が考えられる。そのため、土地の造成等における地質に配慮した環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

### (4) 風車の影について

風車の影の予測及び評価に当たっては、落葉樹の存在や四季を考慮すること。また、その結果を踏まえ環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

### (5) 動物、植物及び生態系について

ア 動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価に当たっては、土地の改変や森林の伐開を予定している場所を網羅するとともに、対象の行動範囲、分布域を踏まえ、適切な調査方法を設定すること。また、希少な種が確認された場合には、調査範囲を広げる等、より詳細な調査を実施すること。

イ 動物（渡り鳥）に関する定点観察について、地元の野鳥観察者等に渡り鳥の移動経路のヒアリングを行い、移動経路と考えられる定点を複数設定すること。また、それらの場所と対象事業実施区域及び周辺の飛翔頻度の比較から、対象事業実施区域及び周辺が主要な渡り経路になっているか予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

ウ バードストライク及びバットストライクに関する衝突リスクの解析・評価に当たっては、対象事業実施区域及び周辺における生息・飛翔の状況等の調査結果、過去の衝突事例及び国の検討状況等、最新の知見に基づき実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し準備書に記載すること。

エ 現地調査の結果、希少猛禽類が確認された場合には、営巣活動に支障が出ないよう環境保全措置を実施すること。

オ イワキサシヨウウオは、ふくしまレッドリスト（2024年度版）で絶滅危惧Ⅰ類に分類されており、対象事業実施区域が位置するいわき市が生息地の北限となっているため留意して調査を実施すること。

カ 動物、植物及び生態系の調査の実施に当たっては、調査そのものが自然環境に影響を与える行為であることから、動植物の捕獲、採取を可能な限り最小限とするとともに、調査終了後は調査地の原状回復に努めること。

キ 土地の改変による植生への影響を回避・低減するため、土地の改変を予定している区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することの無いよう施工方法を検討すること。

ク 事業実施に当たり緑化を行う場合には、生物多様性を保全する観点から、専門家等に助言、指導を仰いだ上で、地域の在来種や固有種を用いること。また、法面緑化を行う場合には、種の吹付けを着実に実施し、法面の崩壊が起こらないようにすること。

#### (6) 景観について

ア 景観の調査地点について、風力発電機の可視領域を踏まえ、より広範囲に設定すること。また、風力発電機の可視領域内に住宅が存在することから、それらの地点を調査地点に追加することを検討すること。

イ フォトモンタージュによる景観の予測及び評価に当たっては、写真の詳細な撮影地点及び周辺の概況等の条件設定を明示するとともに、予測結果に大きな乖離が生じないように適切に実施すること。

ウ 景観の予測及び評価の結果を踏まえ、風力発電機の配置や配色等の環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。

#### (7) 廃棄物について

事業実施に伴い発生する廃棄物及び残土について、発生量を具体的に示すとともに、関係法令に基づく適切な処理方法を検討すること。

#### (8) 放射線について

対象事業実施区域及び周辺は、汚染状況重点調査地域に指定された経過があることを踏まえ、土地の改変を予定する区域での空間線量の測定や、土壌の放射性物質濃度の測定等、放射線の量に関する環境影響評価を検討すること。

### 3 その他

(1) 関係市町村に対しては、施設の稼働後においても事業の実施状況について説明を行うとともに、事業実施後の環境影響の回避・低減のための対応について、事後調査計画と併せて検討すること。

(2) 開発対象区域の周辺に農地等がある場合には、その営農に支障をきたさないよう十分配慮すること。

(3) 本事業の実施により削減される温室効果ガス排出量について、事業の実施前後における温室効果ガス排出量を示す等、準備書に具体的に記載すること。

(4) 事業の実施にあたって必要となる他の法令・条例等の手続については、それらを所管する関係部局等に確認や協議を実施し、遺漏がないよう対応すること。